

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 情報の開示(第 5 条—第 13 条)

第 3 章 雑則(第 14 条—第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、住民の情報の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に必要な事項を定めることにより、廃棄物処理事業に対する住民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(磁気テープその他これに類するものから採録されたものを含む。)、図面、写真、フィルム、録音テープ及びビデオテープ等であって、決裁又は回覧等の事務手続きその他これに準ずる手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。

2 この条例において「開示」とは、この条例の規定に基づき情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報(磁気テープ、フィルム及びビデオテープを除く。)の写しを交付することをいう。

3 この条例において「実施機関」とは、組合長、議会及び監査委員をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、住民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 情報の開示

(請求権者等)

第5条 次に掲げるものは、情報の開示(第4号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 組合を組織する市町に住所を有する者
- (2) 組合を組織する市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 組合を組織する市町に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の開示の申出があつた場合においても、情報の開示に努めるものとする。

(開示の請求手続)

第6条 情報の開示を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 開示の請求に係る情報の件名又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(開示の決定及び通知)

第7条 実施機関(議会にあっては議長。以下同じ。)は、情報の開示の請求があったときは、当該請求があった日から起算して14日以内に請求に係る情報の開示をする旨又はしない旨の決定をし、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に決定をすることができないときは、前条に規定する請求書が到着した日から起算して30日を限度として期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに請求者に対し、当該情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る情報を直接開示することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の開示をすることができる。

(開示しないことができる情報)

第9条 実施機関は、開示の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報を開示しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要と認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から消費生活その他市民生活を保護するため、開示することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上特に必要と認められる情報

- (4) 組合と国又は他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該又は同種の審議、協議、検討、調査、研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

- (5) 組合と国等の機関との間における指示、協議、依頼等に係る事務事業に関する情報であって、開示することにより国等との信頼関係又は協力関係を著しく損なうと認められるもの

- (6) 組合又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損なうおそれのあるもの、又は公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

- (7) 開示することにより、人の生命、身体、自由、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

- (8) 議会の議員個人に関する情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の定めるところにより、何人も閲覧できる情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

(情報の部分開示)

第10条 実施機関は、開示の請求に係る情報に、前条の規定により開示しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該開示しないことができる情報の部分を容易かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、情報の開示をするものとする。

(審査請求)

第11条 請求者は、第7条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条の第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、田川地区清掃施設組合情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(田川地区清掃施設組合情報公開審査会)

第12条 第11条に規定する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査し、及び前条に規定する苦情の申出に係る事案について検討するため、田川地区清掃施設組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、組合長の諮問に応じて審議・答申するほか、実施機関に対して建議を行うことができる。

3 審査会は、組合長が任命する委員5人以内をもって組織する。

4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 審査会は、第1項及び第2項に規定する審査、検討又は審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、苦情の申出人、関係実施機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、組合長が定める。

### 第3章 雑則

#### (費用負担)

第13条 情報の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項ただし書の規定による費用は、情報の開示を行う際に徴収する。

#### (他の法令等との調整)

第14条 この条例は、他の法令等により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合においては適用しない。

#### (検索資料の作成等)

第15条 実施機関は、情報を検索するため必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

#### (運用状況の公表)

第16条 組合長は、この条例の運用状況について毎年1回公表するものとする。

#### (情報公開制度の総合的な推進)

第17条 実施機関は、この条例に基づく情報の開示を行うほか、住民が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の総合的な推進に努めなければならない。

#### (委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この条例は、実施機関が平成13年8月1日以降に作成し、又は取得した情報について適用し、同日前に作成し又は取得した情報については、整理が完了したものから適用する。

附 則 (平成28年2月26日条例第2号)

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。